

M 養護施設における

児童の実態分析からみた諸問題

新 井 文 子

序

第一節 施設はいわゆる「家庭」とは言い難い

第二節 保母の仕事の困難性と施設におけるグループワーカーの重要性

第三節 施設における「学習指導」の重要性

第四節 施設内のファミリーケースワーカーの重要性
むすび

序

戦後、戦災孤児、浮浪児等の一斉緊急収容の波をかぶった養護施設が、戦後の貧しい社会生活の中で、無我夢中で、児童とともになんとか食べて生きぬき、ホッとした時、施設に収容されて育った子供達と、正常な家庭に育った子供達とくらべてみて、一般にその発達に違いがあるのではないか、ということが改めて問題となり出して来た。

こうして、戦後初の論争となった、ホスピタリズム（施設障害）の問題が、昭和二五・六年頃から浮び上がって来たのであるが、この施設障害の問題は、養護施設近代化への契機となった。即ち、児童はいかに処遇されるべきかという、近代的処遇技術追求への口火が、細々とながらもともされたわけである。

ホスピタリズムが問題となり出して来て十年。戦災孤児、浮浪児等が成長し、施設から姿を消してしまった時、施設は次の大きな問題に直面したのである。

即ち、日本経済が、いろいろな点に大きな無理を残しながらも、急速に成長していったために、消費文化や労働及び雇用の世界に大きな変化が生じ、「女中さん」が「お手伝いさん」と呼ばれるようになって来た。でも、なお且つ、旧い感覚での採用では、人が得られなくなって来たことがそれである。

勿論、女中さんでもお手伝いさんでもない保母という職種においても、ただ、児童を養護するものという、漫然たる感覚では、だんだん

人が得られなくなり出し、当然、一職業としての労働条件が問題となり出して来たのである。労働基準局が、保母という職をどのような職種として位置づけるか、ということの解釈にのり出して来たのもこの頃であるが、施設側も、処遇職員の人権問題にまでなりかねない劣悪な労働条件の改善に着手し、低すぎる給与の改善に努力しだしてみると、保母、指導員の職務内容は何か、いかにして専門職たりうるのか、という問題にまで発展せざるを得なくなってきたのである。

又、収容されて来る児童も、昭和三五・六年をさかいにして、いわゆる「問題児」と呼ばれる範ちゅうの児童がふえ出して来て、その養護に困難を来たし、「収容児童の質は変化した」と、人々をして言わしめるようになって来たのである。それにもなつて、養護施設の機能及び役割に対する考え方も、徐々にではあるが変化して来て、単に児童を収容保護するところとする立場から、施設を児童の人格再成の場としてとらえ、その積極的機能を重視する立場が、徐々に支配的になつて来たのである。

そして、そうなればなるほど、処遇職員には、高いレベルの有資格職員を確保しなければならぬのに、あまりにも悪い労働条件のために、なかなか補充が出来ず、いまままでいた職員も、仕事への情熱はもっていないながら、涙をのんで職場を去っていくのが実情である。だから低すぎる給与を、せめて職務に見合った額にまで高めてほしいという要求が、反対に、養護施設の処遇職とは、どういう専門職として考えたらよいか、という問題を提起してしまつたのである。そして、専門職というからには、何らかの専門的技術を有するわけだ。そもそも

その技術の本態は何か、ということになつたのである。

こうして、労働事情の変化と、収容児童の質的变化によって、養護施設は、その養護技術の確立がせまられるとともに、職員の労働条件の改善、及び児童の処遇向上にとり組むことによつて、新しい事態へと入つていったのである。一方、このことは、当然児童一人当りの経費の増加を招来し、関係当局は、出費と効果のバランスに着目し、在園期間の長短を問題にするとともに、児童養護の本質的あり方からも施設偏重の児童養護プランから、家庭福祉に力を入れた養護プランへと、路線を切りかえ出したのである。そして、社会のニーズに合わせた施設プランを、ということから、養護施設転換論も起こり、養護施設は更に新しい局面へと、突入しているのである。

本研究は、以上のような背景のもとでの問題意識に立つてなされたものであり、日本社会福祉学会第十二回大会において、発表したものであることをお断りしたいと思う。

研究の目的と方法

養護施設は、収容児童の面からみて、二つの問題を抱えているようである。

(イ) 非行のある児童の受け入れと、精薄に近い児童の受け入れによつて、その処遇に困難性を増して来ている。

(ロ) 幼児収容の増加。

本研究は、養護施設における(イ)の問題と取り組むために、M養護施設(東京)の収容児童の実態を分析し、施設が当面している問題を、一施設の面から明らかにしようとしたものである。

そして、そこから、よりよい児童処遇のためには、いかなる職員が配置されるべきかを導き出し、処遇職員の職務内容からみた適正配置への一試論を試みるものである。同時に又、養護施設の分野において、数年来から問題となつて来ている、保母及び指導員（処遇職員）の役割は何かという間に、一資料を提供することによって、応えようとすることを目的としている。

方法としては、M養護施設を取りあげ、昭和三六年に遡って、收容児童の実態分析をする。

M施設を取りあげた理由は、M施設が数年前から処遇職員を、全員四年制大学で、社会福祉（児童問題）の分野を専攻した者で揃え、チームワークを組みながら、いろいろと意欲的な努力を重ねた結果、その努力の中から二、三の方向づけが、徐々に浮び上つて来た。その仮説を児童の実態分析によって客観的に検討してみるためである。

昭和三六年四月に遡つて分析した理由は、厚生省による（昭和三六年十月一日）全国の養護施設十分の一抽出調査によると、児童の平均在園期間は、三年四ヶ月となっている。（東京都で昭和三六年三月一日に行なつた児童相談所の悉皆調査によると、約五年という線が出てい

る。）
一応この三年四ヶ月の在園期間に目やすをおき、昭和三六年四月に遡つて分析したわけである。

M養護施設における児童の実態分析一覧表

第一節 施設はいわゆる「家庭」とは言い難い

仕事は、何らかの「尺度」によって評価されて、はじめて専門的に確立され、それによって進展がうながされる。そして、時には、評価の基礎となった「尺度」そのものへの挑戦がなされたりして、新局面が開かれていくのが常である。

養護施設の処遇職が、専門化されにくかつた原因の一つには、その職務内容がはつきりせず、従つて、その仕事の評価されるよりどころをもたなかつたことにあると言える。

近來、その職務内容の明確化と、そこで用いられる処遇技術の確立が、強く要望されて来ているのは衆知のところである。しかし、その実現はなかなか困難である。なぜなら、養護施設や処遇職そのもののイメージが、幅広く存在しすぎるからである。

即ち、養護施設は、単に、児童を收容保護するところであつて、收容保護すること自体が、養護施設に課せられた唯一の機能であるという考え方をするものは、現在では少なくなつたとは言え、施設は家庭に代るものであるから、收容児童の「家庭」にならなければならぬという考え方が大勢を占め、施設は「家庭」でなければならぬという発想から、職務内容、労働条件が割り出され、施設を児童の人格再成の場として捉えようとする、積極的姿勢は第二義的におかれているのが現状である。

しかしながら、養護施設とは、子供を育てるところである、子供に家庭を与えるところであるという、単純な一元論的発想からだけで出

註1

註2 註3 註4 註5 註7

児童番号	性別	入園月日	32年3月末現在の在園年数/ヶ月	38年3月末現在の在園年数/ヶ月	39年3月末現在の在園年数/ヶ月	(36年度)学年	(37年度)学年	(38年度)学年	(39年度)学年	IQ	成績(5段階)	種別	施設歴	入園前の問題の有無	入園中の非行の有無	sexの問題	家庭との接触	調査の必要の有無	家庭調整の必要の有無	備考	
																				転職回数	
50-⑥	女	37. 4. 4		1/0			中3			87	1.5	① 父-病弱 母-離婚 (継母)		○	○	B	○	○	2(1)	S38中卒	
51-⑥	男	37. 4. 4		1/0	2/0		中1	中2	中3	不明	1	① 父-病弱 母-離婚 (継母)	非行	△	△	B	○	○			
52	男	37. 4. 4		1/0	2/0		小6	中1	中2	101	1.5	① 父-浮浪 母-生別	非行(強)	△	△	C	○	○			
53	男	37. 4. 9		1/0			中1			101	1.5	① 父-行方不明 母-離婚	非行	△	△	D	○	○		S38.3.31 引取り S38.3.16 教護院に変更	
54	女	37. 4. 9		1/0			中1			不明	1	① 父-健 母-離婚	非行 (怠学)	×	○	B					
55-⑥	男	37. 4. 9		1/0	2/0		小5	小6	中1	91	1.5	① 父-拘留中 母-健	非行	△	△	C	□	□			
56	男	37. 6. 17		0/10	1/10		小1	小2	小3	119	1.5	① その他(養父母)		△	△	B	□	□			
57	男	37. 9. 25		0/6	1/6		小4	小5	小6	108	2.5	① 父-健 母-離婚 (継母)	非行	△	△	A		□			
58-⑥	男	38. 2. 11		0/2	1/2		小4	小5	小6	不明	1	① 父-拘留中 母-健	非行	△	△	C	□	□			
59-⑥	女	38. 4. 10			1/0		小6	中1		110	4	① 父-死亡(継父) 母-健	養護施設		○	○	A		□		
60-⑥	男	38. 4. 10			1/0		小4	小5		113	2	① 父-死亡(継父) 母-健		△	△	A		□			
61	男	38. 4. 11			1/0		小4	小5		109	2.5	① 父>健	1年間怠学	△	△	A		□			
62	男	38. 4. 12			1/0		中2	中3		111	2	① 父-死亡(内縁の夫) 母-健	養護施設(都立)	非行(強)	△	不明	C	□	□		
63	男	38. 4. 13			1/0		小6	中1		102	1	① 父-死亡(継父) 母-健	養護施設	非行	△	△	A	□	□		
64	女	38. 4. 17		0/11			小1	小2		74	1	① 養子(里親)	乳児院, 里親委託		△	○	A	○	□		S39.9.2 引取り
65	女	38. 5. 4		0/11			中1	(中2)		100	2.5	① 父-他所 母-死亡	養護施設		○	○	A	□	□		
66	女	38. 5. 10		0/11			中1	中2		108	2.5	① 父>死亡	養護施設(都立)	非行	○	×	A				
67	女	38. 5. 10		0/11			小4	小5		120	3	① 父-受刑中 母-生別		○	○	A		○			
68	女	38. 6. 18		0/9			小3	小4		90	2	① 父-健 母-離婚		△	○	A		□			
69-⑦	女	38. 6. 26		0/9			小4	小5		121	2.5	① 父-離婚 母-入院中(継父)	非行	×	○	A	□	□			
70	男	38. 6. 26		0/9			中1	中2		104	1.5	① 養子	乳児院, 養護施設	非行	×	×	D				
71	男	38. 7. 23		0/8			中2	中3		101	2.5	① 父-行方不明 母-死亡	養護施設	非行	○	○	D	○	○		
72	男	38. 10. 9		(0/0)			(小3)			不明	不明	① 父-死亡(継父) 母-健	養護施設	非行 (怠学)	×	不明	B	○	○		S38.10.24 教護院に変更 S39.3.31 引取り
73	男	38. 12. 4		0/4			小1			112	1	① 養父-健 養母- (療養中)		○	○	A					
74-④	男	39. 4. 4					中1			94	3	① 父-病弱 母-健	養護施設	非行	×	△	A		□		
75	女	39. 4. 17					中1			95	2	① 父-不明 母-行方不明	養護施設	非行	×	×	D	○	□		S39.7.19 教護院に変更
76-⑥	女	39. 6. 15					小6			101	2.5	① 父-健 母-行方不明(継母)		○	○	A	□	□			
77	男	39. 8. 8					小5			82	不明	① 父-不明(継父) 母-健	非行 (怠学)	△	不明	A	○				S39.8.20 引取り(韓国)
78	女	39. 8. 14					小1			100	不明	① 父-健 母-入院		○	○	A					
79	男	39. 8. 28					小1			121	不明	① 父-拘留中 母-離婚	非行	△	△	A		○			

<註1> 番号 □印……兄弟一緒に収容されていた児童、退園、卒業により現在一人。
 ○印……マル印でつながっている番号の児童と兄弟である。
 ○印……血のつながりはないが、両親の再婚によって姉妹になった者。
 <註2> 入園中の非行の有無 ○印……非行が見られない児童
 △印……非行がある児童
 ×印……非行が強い児童
 <註3> sexの問題 ○印……なし
 △印……性的いたずらがある
 ×印……積極的な問題行動があった
 <註4> 家庭の接触度(兄弟を含む) A………ひんぱんにある

<註5> 調査の必要の有無

<註6> 家庭調整の必要の有無

<註7> 転職回数

B………普通
 C………たまにある
 D………全然なし
 ○印……児童処遇上家庭関係の調査が必要である。
 無印……児童処遇上家庭関係の調査の必要を感じない。
 □印……実際に着手した case
 ○印……児童の為に家庭関係への働きかけを必要とする case
 (引取り不可能な case でも児童処遇上意味がある場合を含む)
 □印……実際に行なった (行なっている) case
 () 内の数字は、勤め先の倒産によって転職した回数で転職回数に含まれている。

M養護施設における児童の実態分析一覽表

(自昭和39年4月1日
至昭和39年10月31日現在)

註1

註2

註3

註4

註5

註6

註7

児童番 号	性 別	入園月日	37年3月 末現在の 在園年数 年/月/日	38年3月 末現在の 在園年数 年/月/日	39年3月 末現在の 在園年数 年/月/日	(36年 度) 学年	(37年 度) 学年	(38年 度) 学年	(39年 度) 学年	IQ	成績 (5段階)	種 別	施設歴	入園前 の問題 の有無	入園中 の非行 の有無	sex の問 題	家庭 との 接 触	調査 の有 無	家庭 の調 整 の 必 要 有 無	備 考	考 察			
																						転職 回数		
1	男	26.10.18	10/5			高3				103	3.5	父-離婚 母>死亡(実母離婚)			○	△		D	○		0	S37高卒		
2	男	27.5.17	9/10	10/10		高2	高3			105	3.5	父-行方不明 母-他所 貧困			○	△	A				0	S38高卒		
3	男	27.12.1	9/4	10/4		高2	高3			98	3	父-他所 母-他所 貧困	厚生施設		△	△	C				0	S38高卒		
4	男	29.12.27	7/3			中3				93	2	父-受刑中 母-離婚			△	×	C				2回	S37中卒		
5	男	30.4.14	7/0	8/0	9/0	中1	中2	中3		72	1	父-行方不明 母-他所			×	△		D	○	○	2(1)	S39中卒		
6-8	男	30.5.10	6/11	7/11		中2	中3			105	1.5	父-行方不明 母-離婚	(里子)		○	△		D	○		0	S38中卒		
7	男	30.10.1	6/6			中3				115	2.5	父-離婚 母-他所			△	△		D	○		不明	S37中卒		
8-9	男	30.11.15	6/5	7/5		中2	中3			不明	2	父-行方不明 母-離婚	(養子)		○	△		D	○		0	S38中卒		
9	男	31.4.6	6/0			高3				107	3	父-受刑中 母>死亡			△	×	B				2	S37高卒		
10	女	31.4.29	5/11	6/11	7/11	高1	高2	高3		102	4	父-不明 母-行方不明	母子施設		○	○		D	○		0	S39高卒		
11-13	女	32.4.1	5/0	6/0		高2	高3			108	3	父-死亡 母-他所			○	○	A				0	S38高卒		
12	男	32.4.15	4/11	5/11	6/11	中2	中3	高1	高2	102	3	父-他所 母-入院			○	○	C				0	S38高卒		
13-15	女	32.5.2	4/11			中3				不明	2	父-死亡 母-他所			△	△	A				0	S37中卒		
14-16	男	32.9.16	4/7	5/7	6/7	小6	中1	中2	中3	95	2	父>死亡 母>死亡			○	△		D						
15-17	男	32.9.16	4/7	5/7	6/7	小5	小6	中1	中2	88	2	父>死亡 母>死亡			△	△		D						
16	女	33.4.1	4/0	4/5		小4	(小5)			不明	2	父-離婚 母-他所			○	○	A					S37.9.1 引取り		
17-19	男	33.4.7	4/0			中3				102	2.5	父-死亡 母-行方不明			△	○	B		○		2(1)	S37中卒		
18-20	男	33.4.7	4/0	5/0	6/0	中1	中2	中3		98	2	父-死亡 母-行方不明			△	○	B		○		1(1)	S39中卒		
19	男	33.5.3	3/11	4/11	5/11	小6	中1	中2	中3	88	1	父-行方不明 母-他所			△	△	C		○					
20-22	女	34.2.7	3/2			中3				不明	2.5	父-行方不明 母-他所			△	△	C		○		0	S37中卒		
21-23	男	34.2.7	3/2	4/2	5/2	中1	中2	中3	高1	不明	3	父-行方不明 母-他所			△	△	C		○					
22	男	34.3.27	3/0	4/0		中2	中3			105	1.5	父-離婚 母-行方不明	養護施設(都立)	非行	△	△	B		○	○	1回	S38中卒		
23-25	女	34.10.5	2/6	3/6	4/6	小4	小5	小6	中1	89	2	父-受刑中 母-他所	養護施設(都立)		△	×	C		○					
24-26	男	34.10.5	2/6	3/6	4/6	小4	小5	小6	中1	98	2.5	父-受刑中 母-他所	養護施設(都立)		△	×	C		○					
25	男	35.4.2	2/0	3/0		中2	中3			不明	2.5	父-離婚 母-死亡			×	×	D		○		1回	S38中卒		
26	男	35.4.2	(1/9)			(中1)				不明	1	その他(継父)	乳児院 養護施設 虚弱児施設	非行(強)	×	△	C		○			S36.12.25 教護院に変更		
27	男	35.4.25	1/11	2/11		中2	中3			73	1.5	父-不明 母-行方不明			○	△	D		○		1回	父、母-外人 S38中卒		
28	女	35.5.2	1/11	2/11	3/11	中1	中2	中3		85	2	父>入院			○	○	A				0	S39中卒		
29	男	35.5.21	1/10	2/10		中2	中3			98	1.5	父-死亡 母-他所	教護院	非行(強)	×	△	C		○		1回	S38中卒		
30	女	35.6.1	1/10	2/10		小2	小3			78	1	父-他所 母-行方不明			△	○	A		○			S38.3.31 引取り		
31	男	35.6.4	1/10	2/10		中2	中3			98	1	父>行方不明	厚生施設	非行	△	△	C		○	○	0	S38中卒		
32-34	女	35.7.15	1/9	2/9	3/9	中1	中2	中3		不明	1.5	父-入院 母-行方不明			○	○	A		○	○	1回	S39中卒		
33-35	女	35.7.15	1/9	2/9	(3/2)	小5	小6	(中1)		80	1.5	父-入院 母-行方不明			×	○	A		○	○		S38.9.18 教護院に変更		
34-36	男	35.7.15	1/9	2/9	3/9	小2	小3	小4	小5	91	1.5	父-入院 母-行方不明			△	△	A		○	○				
35	男	35.10.14	1/6	2/6	3/6	小6	中1	中2	中3	92	1.5	父-他所 母-離婚			○	△	C							
36-38	男	35.11.9	1/5	2/5	3/5	中1	中2	中3		81	1	父>入院(結核)			○	○	A				0	S39中卒		
37-39	男	35.11.9	1/5	2/5	3/5	小6	中1	中2	中3	94	3	父>入院(結核)			△	×	A							
38-40	男	35.11.9	(1/1)			(小3)				不明	2.5	父>入院(結核)			○	△	A					S36.12.21 引取り		
39	男	36.5.1	0/11	1/11		中2	中3			106	2	父-入院 母-健			△	△	A				2(1)	S38中卒		
40-42	男	36.5.29	0/10	1/10	2/10	小6	中1	中2	中3	97	2	父-病弱 母-健			△	×	A			○				
41	男	36.6.12	0/10	1/10	2/10	小3	小4	小5	小6	100	2	父>不明			△	×		D		○				
42	女	36.8.3	0/8	1/8	2/8	中1	中2	中3		74	1	父-死亡 母-行方不明(妾腹)			△	○		D			0	S39中卒		
43	男	36.8.21	0/7	1/7	2/7	小2	小3	小4	(小5)	123	2	父-健 母-離婚(継母)	養護施設 放浪		△	△	A						S39.10.1 引取り	
44	女	36.8.28	0/7	1/7	2/7	中1	中2	中3		90	1.5	父>死亡			○	○	A				0	S39中卒		
45	女	37.1.1	0/3	1/3	2/3	中1	中2	中3		不明	2.5	父-他所 母-行方不明	当寮 (再収容)		○	○	B				0	S39中卒		
46	男	37.1.9	0/3	1/3	2/3	小4	小5	小6	中1	93	1	父-健 母-生別(妾腹)			△	×	C		○	○				
47	男	37.2.26	0/1			中2				不明	不明	父>健			△	○	A						S37.3.31 引取り	
48	男	37.3.2	0/1	1/1	2/1	中1	中2	中3	高1	129	4	父-離婚 母-他所	虚弱児施設		○	○	C			○				
49	男	37.3.26	(0/0)			(中1)				不明	不明	父-健 母-病弱			×	不明	D						S37.3.29 教護院に変更	

第2表 入園時の学年

	小1	2	3	4	5	6	中1	2	3
男	6	11	4	8	5	6	11	4	0
女	4	1	1	3	2	5	9	0	1
計	10	12	5	11	7	11	20	4	1

第3表 年度別児童の種別

	36年度	37年度	38年度	(39年度)
孤	6	4	4	(3)
児	0	0	2	(2)
棄	43	43	40	(35)
そ				
の				
他				

(39年度は10月31日現在)

第4表 親の側からみた年度別措置原因

	36年度	37年度	38年度	(39年度)
実父母有	8 (5)	8 (4)	10 (4)	(9) (2)
継父母	3	5	11	(11)
欠損	6	7	4	(5)
崩壊	26	23	15	(10)

* 実父母の欄の()内数字は父母の入院によるcase数である。(39年度は10月31日現在)

第1表 在園年数
(年度内取扱児童総数でみた)

36年度	3年3カ月
37年度	3年4カ月
38年度	2年1カ月
(39年度)	(2年1カ月)

(39年度は10月31日現在)

月へと移行して来ている。孤児は在園児童の一割強の割である(第3表)といつてよいであろう。収容児童の家庭状況は第4表に示すとおりである。

第4表の「実父母有」とは、たとえば病氣入院等のことがあったとしても、実父母が、自分達を中心に家庭をつくる意志のある場合で、

発することは危険ではなからうか。施設は所詮「家庭」ではありえないのではなからうか。これが第一の仮説であった。そして、これを児童の側から実証しようと試みたわけである。

分析結果によると、児童の在園年数(第1表)は、三年四ヶ月から二年一ヶ月へと移行して来ている。孤児は在園児童の一割強の割である(第3表)といつてよいであろう。収容児童の家庭状況は第4表に示すとおりである。

「崩壊」とは、別の異性と逃げたり、行方不明になったりして、その家庭をつくる意志が、両親にみとめられない場合であって、児童に会いにこないとは限らない。「継父・母」とは、どちらかが、死亡、離婚により欠損した後、別の人との結婚によって補なわれたが、継父・母の関係が、児童との問題を引きおこしたケースである。「欠損」とは、両親のどちらかが、死亡、離婚によって欠損したが、片親は児童を中心に家庭をいとなむ意志がある。しかし、労働条件や児童の弱年等の為に収容されている場合である。

第2表からもわかる通り、児童は、いろいろの年令の時に入園して来ている。そして、家庭との接触度は年々濃くなって来ている(実態分析一覽参照)。

家庭とは、①同じ背景をもった人達から成り立っていて、②そのメンバーの構成は、誕生、死亡、独立等のことがない限り、年ごとに変化することなく、ただお互いに、一年一年、年を重ねるだけである。家庭とは、同質性と恒常性ともいいたいような、この二つの性質をもって営まれている集団であると言いうことが出来ると思う。このうち、どちらかの性質が乱された時、例えば、異腹のきょうだい(妾腹、連子等)がまじって来た時とか、継父・母が来た場合とかが生じると、その構成メンバー間の人間関係が落ちつくまで、その家庭は幾山河を越えていかなければならなくなるのである。家を飛び出したいと思う者が出たりもする。しかし、一家庭において、このような事態が頻繁に生じるわけではない。大きな目でみると、一つのリズムをもって、その同質性と恒常性が保たれて、家庭は営まれていくのである。

施設はどうであらうか。

分析結果でもわかるように、親がある児童が多く、引取られたり、就職したりして、一年間に約二割の児童が施設を去って行く（実態分析一覽参照）。残された児童達は、当然約二割の新しい知らないメンバーを、グループの一員として迎え入れることになるのである。構成メンバーの特異性は、いかに施設が努力したとしても、家庭の比ではない。児童が、一年間に、次から次へと結ばなければならない新しい人間関係の負担を考えた時、その恒常性のなさには驚くべきものがあると言えよう。

勿論、出たり入ったりする児童は、或る時、一斉にそうなるというわけのものではない。一年中、随時に、年令もバラバラに、出たり入ったりするのである（第2表）。突然大きなお兄さんが出来たり妹が出来たりする。

人生は、役割の中にあると言われる。赤ちゃんであったり、親であったり、兄であったり妹であったり……。これらの役割意識の中に生長し、息づくのが人間である。

施設の児童達は、絶えず目まぐるしく変わる役割の中に、放り出されているのである。そして、構成メンバーの一人一人が、皆「家庭」という異なった背景をもつグループから出て来ているのである。

以上のことから、家庭のもつ同質性と恒常性が、見事に失われている施設集団においては、児童が絶えずもたなければならぬ緊張感が高く、毎年毎年、第一歩から、新しい人間関係に取り組み直している処遇職員の疲労度は、家庭の比ではないことが結論づけられる。

施設集団は、その人間関係において、いつでも「若い」^(注)集団なのである。

養護プログラムが互いに効果的に行なわれれば行なわれるほど、児童の社会復帰も促進され、在園期間はますます短かくなり、施設集団はますます「若い」集団となる傾向すらもっているのである。

施設はいわゆる「家庭」とは言い難いということは、施設側の要因にふれないで、児童側の要因にだけしぼってみても言えるのである。

施設側が、家庭の中で考えられる父母のような役割を、愛と熱情と犠牲において果しうると思ひこむことは無謀なことである。

しかし、こうした「若い」集団の中で、なお且つ、児童は、はじめて、傷ついた自己を休めることが出来、その大切な成長の時期を過すのである。ここに、児童の人格再成の場としての、養護施設の積極的役割が浮び上がって来るのであって、その意味で、はじめて施設は児童、ホームでなければならぬと言えるのである。そして、施設のそのような「愛」によって、はじめて成長可能な児童が存在することに、着目しなければならないと思うのである。

第二節 保母の仕事の困難性と施設における

グループワーカーの重要性

貧困であるからといって、皆が皆な、施設に入らなければならないというわけではない。環境が悪いからといって、皆が皆ぐれ出すのではない。継父・母だからといって、問題が必ずしも生ずるとはきまっていない。それなのに、問題が生じ、ぐれ出し、すてられて施設に入

第5表 在園児童の年度別問題

		36年度	37年度	38年度	(39年度)
入園中の 非行の有無	○	18	17	16	(11)
	△	25	25	25	(25)
	×	6	6	5	(4)
入園中の 性問題の有無	○	16	16	19	(11)
	△	23	24	17	(18)
	×	9	7	8	(9)
	不明	1	1	1	(2)

(39年度は10月31日現在)

第6表 施設歴及び非行歴の有無

	36年度	37年度	38年度	(39年度)
施設歴あり	11人	11人	15人	(13)人
非行歴あり	14	18	18	(19)

(39年度は10月31日現在)

つて来るのが対象児童の現実である。

第6表は、今までに、他の施設に入っていたことがあるものと、非行歴があると、はっきりわかっていた者の実数である。第5表は入園中の問題行動による分析実数である。実態分析一覧によってもわかるように、第6表の「非行歴有」に入っていたものが、必ずしも第5表の非行児の実数に入っているとはかぎらない。又、反対に、非行歴が記されていない者でも、入園中に非行傾向が発見されたものもいる。養護施設において問題とされるものには、大別すると次の四つがある。

非行（主として盗み）、セックス、夜尿、性格上の問題。
そのうち、非行とセックスは問題の性質上第一にマークされざるを

得ない。

なぜならば、施設は、他人同志の児童を責任をもってあづかっており、一般児童と同じように、身体の拘束なしに、地域社会の中において、地域の学校に通学させ、地域の中で社会生活を営ませているからである。

第一節において述べたように、施設集団は、人間関係において、絶えず「若い」集団であると同時に、その構成メンバーは、自分の家族との接触において、すでに複雑な影をおとされているのであって、第5表は、その一端にすぎない。

対人関係での反応の仕方、物の感じ方、考え方、実にさまざまである。ここに、児童の人格再成の場としての施設の積極的役割が浮び上がって来るのであるが、このような集団に働きかけ、既成の構えをゆるりうごかし、こわし、そして、次の構築物が出来上がるように、地ならしをし、たがやすという仕事を、一定の保母と児童という帰属意識の中で遂行する保母の仕事の困難性は明白なことであろう。

保母は、炊事、洗濯、掃除、つくろい等が出来れば、だれでもよいのであり、中学卒の女子でも構わないという考え方は一掃されなければならぬ。

以上のような保母との接触の中で、働きかけられた児童は、又同時に、自分の属する小集団（保母の担任集団）をこえた集団の中でも、いろいろな行動をおこす。即ち、それぞれの担任集団をこえたところでも、活潑に試行錯誤の学習を展開するのである。そして、その集団メンバーは、それぞれの人格再成の学習プロセスをふんでいるのであ

第7表 年度別取扱児童(学校別)内訳

		36年度		37年度		38年度		(39年度)	
男	人	高中小	4 20 12	人	高中小	2 21 11	人	高中小	1 16 14
	36			34		31		(28)	3 16 9
女	人	高中小	2 7 4	人	高中小	2 7 4	人	高中小	1 8 6
	13			13		15		(10)	0 5 7
計			49人		47人		46人		(40人)

第三節 施設における学習指導の重要性

プワーカーの仕事は重要である。

第8表はIQの年度別平均と、成績評価の年度別平均である。これによるとIQ平均は上がっているのに成績評価は変わらないという結果になっている。しかも39年度の成績評価は繰上げの2であり、他は切捨ての2である。即ち、結果としては、IQが高くなるにつれ成績評価は落ちていくことになるのである。

これは何を意味するかと言うと、第1表に示されている通り、在園

るから、施設の機能の積極面を重視する限りにおいては、施設におけるグループワーカーの働きを積極的に認めなければならぬ。

第7表に示されている通り、取扱児童は実に広く分布している。

これらの児童の中に、保母の行なった作業が結実するように、帰属の小集団をこえて活潑に動く児童の動きに合わせて、働きかけ、施設内での年間行事を、一つ一つ大切に盛り上げるグル

第8表 IQと成績

	36年度	37年度	38年度	(39年度)
I. Q.	96	96	99	(101)
成績評価	2	2	2	(2)

むことも考えられる。

児童の生活を見るに、施設内と同様に、学校内での生活も大切な部分を占めている。それなのに、その学校内での生活が、学業不振の為に満たされないということは、IQが高いだけに、児童の成長にとってマイナスとなるところが大きい。そして、学校で鬱積されたものが、施設での日常生活の中で開放され、爆発されつづけるのであっては、保母の仕事は砂上の楼閣に等しい。なぜなら、児童の在園期間は、平均二年ちょっとに短縮されているからである。この短い期間に、最大の効果をあげなければならぬのであるが、オール1か2に落ち入っている児童には、ちょっとやさしくと学習意欲をつけるように処遇したところで、非行への道はやさしく、学業への壁は厚く、これをのりこえることは、彼等のIQをもってしての短期間にはむづかしい。彼等

年数の平均が若くなり、施設での処遇効果が、まだあらわれて来にくい状態にあるということもあるが、実態分析一覽中の「入学前の問題の有無」や、第4表「親の側からみた年度別措置原因」によってもわかるとおり、措置原因からも、単純な崩壊ケースよりも、人と人との感情のもつれを経験してくる児童の例が多くなり、非行歴ともからんで、学業不振児をつくり出していることが推測される。

IQが高いだけ、学業不振になればなるほど、立なおりをむづかしくしているという悪循環を生

は、小学校の低学年でもなく、且つ性格上の問題もかかえているのであるから。

彼等には、学習意欲が出たところで、急速に高い下駄をはかせて、学業に追いつかせることが肝心である。そして、困難な壁を克服した喜びを与え、自分自身に、生活に、てらいを捨てた自信をつけさせ、人間関係の結び方をスムーズに学ばせることが必要である。

この一挙に高い下駄は、誰がはかせたらよいのか。保母が、これをはかせることは出来ない。なぜなら、保母が、一挙においつくように教える学力をもっていたとしても、保母がそれをやり出すと、IQが低く、学校でかんばんしくない児童達が、動揺し出し、問題行動をおこしがちとなるからである。IQの低い児童達は、施設の中、保母の中にあつては、知能によって区別されることなく憩っていたのに、施設の生活の中で、学校社会の雰囲気がちこまれて来るのを敏感に感じるからであろう。

施設は学力促進学級ではない。生活の基本的面にタッチする保母は、学力促進の教師となつてはならないのである。しかし、彼等の学力は促進されなければならない。そして、学ぶよるこび、困難を克服するよるこびを与えなければならない。

人生は、見方を変えれば、テスト、テストの連続である。即ち、評価されることはつきものなのである。評価されることをきらって、テストまでは、はでにさわいで勉強して行きながら、最後のドタンパでは、白紙を出してさっさと帰って来てはあれている問題児童を眺めていると、IQや自己評価とは関係なく、テストに示された評価を、敢

然とみとめられるようになることの重要性を痛感せざるをえない。認めたくない自己を認める勇気を側面から助ける意味でも、施設に於ける学習指導の重要性を、収容児童の問題の質から結論せざるを得ない。

IQの低い児童においても同様である。学校において、彼等は学ぶ喜びや満足感を味わったことがなく、彼等なりの屈辱の連続である。そこで彼等は恥をかくことや、評価されることをきらう。そして新しい未知なるものに対しては、自分が知らないことを知られまいとして、目をそむけて通り過す行動様式が出来上がりがちである。知らないことを知られることを恐れて、友人関係を縮め、生活範囲まで縮めてしまう。

彼等の大切な時間を占めている学校生活において、評価されることを恐れるよりも、学ぶ喜び、知る喜びの方が強くなるような方法を、施設においておきなわなければ、社会に復帰していく彼等の前途は暗い。

IQの低い児童においても、正しい学習指導が、養護効果を高める一助となる所以である。

第四節 施設内のファミリーケースワーカーの重要性

第3表「年度別児童の種類」や、第4表「親の側からみた年度別措置原因」から考えてもわかるとおり、孤児が少なく、継父・母の家庭、欠損家庭、崩壊家庭、問題家庭等、いわゆる家庭そのものに病理性があつて、児童の中に問題をひきおこしている場合が多い。

第9表 年度別家庭との接触度

		36年度	37年度	38年度	(39年度)
家庭との 接 触 度	A	17	15	21	(20)
	B	5	7	5	(2)
	C	14	14	12	(12)
	D	13	11	8	(6)

第10表 児童処遇上からみた家庭問題をめぐって
10-A

		36年度	37年度	38年度	(39年度)
調査の必要 の有無	有	25	27	24	(19)
	無	24	20	22	(21)
家庭調整の 必要の有無	有	12	17	26	(25)
	無	37	30	20	(15)

10-B

		36年度	37年度	38年度	(39年度)
調査の必 要ケース	着 手	6	8	11	(9)
	未着手	19	19	13	(10)
調整の必 要ケース	着 手	4	9	17	(17)
	未着手	8	8	9	(8)

* 昭和38年度より家庭調整を担当する職員を配置した。

第9表は、年度別の家庭との接触度を示す実数であるが、児童との関係において、家庭そのものに病理性がありながらも、その接触度は高くなって来ている。これは、父又は母、或いは祖母等、特定の一人に結びついている接触が含まれているためであるが、家庭全体と児童との結びつきが改善されない限り、児童のおかれている状態は改善されないのは論をまたない。

第10表は、児童処遇上からみた家庭問題をめぐってまとめてみた表であるが、調査の必要や、家庭調整の必要等の判定基準は、すべて児童処遇上から生じて来る必要度によってきめられたものである。第10表のA表・B表からみてもわかるとおり、必要のケース数は一人分の

仕事量として、充分なものであるが、職員がいらない為に、着手しているものが少なく、施設は大切な家庭との関係において、児童に目くら処遇をして来た結果を示している。

ファミリーケースワーカーを施設内におくべきか、外の専門機関におくべきか、種々議論のあるところであるか、施設においては、児童の処遇上、家庭との接触において、緊急性をもつものが多い。

この緊急性をみたくれ、ケースワーカーとして、児童処遇上必要な家庭の種々の事態に接し、且つ他の専門機関との連絡を果す仕事は誰が行なうべきなのか。

直接、児童に接して事態の重大性をキャッチすることの出来るのは保母であるが、保母は、その仕事の質と量から考えてみても、家庭にまで出かけて行くことは出来ない。児童処

遇上から保母の意図するところを受けて、家庭関係の仕事を、施設内及び施設外の機関とチームを組みながら、独自の仕事をやるもの、それは、施設内におかれた、ファミリーケースワーカー以外にはない。

実態分析によっても、その機能の必要性は明白な事実でもあるのであるから、施設内でのファミリーケースワークという一つの職務が、保母や、グループワーカーと同様に、ファミリーケースワーカーによって打立てられることが必要であろう。

む す び

施設はいわゆる「家庭」ではありえない。しかし、施設は収容児童

のホームであるという前提に立って、次のことが結論される。

- (1) 保母の資格は高度なものでなければならぬ。
 (2) 指導員の役割は分化されなければならない。

グループワーカー

学習指導ワーカー

ファミリーケースワーカー

- (3) 処遇職としての保母、グループワーカー及び学習指導ワーカー

とファミリーケースワーカーのチームワークは、上下関係でなく、平等な立場で組まれるべきである。

(注1) グループプロセスの初期の段階を意味する。

寄 贈 雑 誌 一 覧

国際基督教大学	学 報	京都府立大学	学術報告(理学家政学)
弘 前 大 学	学 報	駒 沢 大 学	{商経学部研究紀要
慶 応 大 学	三田学会雑誌	淑 徳 短 大	文学部研究紀要
九 州 大 学	経済学研究	四 国 学 院 短 大	学 報
九州大学法学部	法政研究	東 京 大 学	論 集
九州大学産業労働研究所	経済学研究	東京大学経済学部	{社会科学紀要
立 教 大 学	応用社会学研究	都立大学人文学部	社会科学研究
国立精神衛生研究所	文学部社会科学研究紀要	東 北 福 祉 短 大	経済学論集
家裁調査官研修所	精神衛生研究	東 洋 大 学	人 文 学 報
大原社会科学研究所	調 研 紀 要	同 志 社 大 学	社会学部紀要
日本福祉大	資 料 室 報	同 志 社 大 学 経 済 学 部	人 文 学
人間関係研究所	福 祉 研 究	名 古 屋 市 立 大 学 経 済 学 部	経 済 学 論 集
立命館大人文学研究所	人文科学研究所紀要	奈 良 女 子 大 学 社 会 学 部	オイコノミカ
大阪市立大経済研究所	研究と資料	弘 前 大 学	研究紀要
法務総合研究所	研究部紀要	日 本 大 学 商 学 部	商 学 集 志
愛知県立女子大学	児童福祉研究	日 本 福 祉 大 学	研究紀要
大阪市立大家政学部	社会福祉論集	日 本 社 会 事 業 大 学	社会事業の諸問題
大阪女子大学	社会福祉評論	法 政 大 学	社会労働研究
大阪社会事業短大	社会問題研究	明 治 学 院 大 学	明治学院論叢
金 沢 大 学	法文学部論集	横 浜 国 立 大 学	エコノミア
関西学院大学	社会学部紀要	琉 球 大 学	文理学部紀要